

中心市街地への出店を応援します!!

## 小牧市中心市街地空き店舗活性化支援補助金のご案内

中心市街地の指定地域内へ空き店舗を借り上げて新たに出店する際や既存の店舗を拡張する際に要する経費の一部を補助します。

指定地域・・・ラピオ通り商店街振興組合、旧花の散歩道発展会及び上街道発展会に属する地域

空き店舗・・・3月以上商業活動をしていない店舗又は居住等の用に供していない空き家

### 1 補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 空き店舗の所有者が補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けようとする団体の役員、従業員等と生計が一でない方
- ・ 空き店舗の所有者が補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けようとする団体の役員、従業員等の3親等以内の親族でない方
- ・ 空き店舗の所有者が補助金を受けようとする団体の役員、従業員等でない方
- ・ 市税の滞納のない方
- ・ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方
- ・ 空き店舗が所在する地域において組織される商業団体に加入し、中心市街地の活性化に寄与する活動を行う方

### 2 補助対象事業

- ・ 指定地域内の空き店舗を借り上げて、別紙の事業を開業し、又は既存の店舗を拡張する事業かつ一般の消費者が直接来店する事業。

※ただし下記の事業は除きます

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する事業
- ・ 政治的又は宗教的な活動を目的とする事業
- ・ 指定地域内での移転により開業する事業
- ・ 指定地域内で一度事業を廃止し、再び同一の事業を開業する事業
- ・ 指定地域内で継続して事業を実施することが見込まれない事業
- ・ 国、県及び本市が実施する他の助成制度を活用している事業

### 3 補助対象経費

空き店舗にテナントとして開業する場合の近傍の取引事例に応じた店舗の借用自体に係る賃借料（保証金、礼金、敷金等の預託金、土地の賃借料、仲介手数料、管理衛生費等の管理運営費、光熱水道費及び修繕等の維持管理費を除く。）

### 4 補助金額

補助対象経費×1/2（限度額 1月当たり5万円・期間36月以内）

※1,000円未満の端数が生じた時には、その端数を切り捨てた額とします。

## 5 申請の流れ（初回時）

### ① 申請書の提出

小牧市中心市街地空き店舗活性化支援補助金交付申請書（様式第1）に下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。（補助事業を実施する30日前であることが必要です。）

#### <添付書類>

- (1) 事業計画書（様式第2）
- (2) 収支予算書（3年間の売り上げ見込み、仕入れ、家賃支払い等の収支内容が具体的に記載されたものに限る。）
- (3) 事業実施位置図
- (4) 事業実施物件の平面図
- (5) 賃貸借契約書の写し
- (6) 許認可証の写し（交付申請時に添付できない場合は、第12条に規定する実績報告において添付すること。）
- (7) 申請日以前1年間において納期が到来した小牧市市民税及び固定資産税（土地・家屋・償却資産）の納税証明書又は領収書の写し
- (8) 自己資金を証明する書類の写し
- (9) 宣誓書（様式第3）
- (10) 収支決算見込書（前年度より継続して事業を実施しようとする者に限る。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

### ② 審査委員会の実施

市、会議所、商業団体等で構成された審査委員会にて審査を行いますので、当日は市役所にお越しいただき、事業内容等についてご説明いただきます。

### ③ 小牧市から申請者宛に補助金交付決定通知書の送付

※決定通知書の受取後に計画に変更や中止等が生じた場合には変更手続き（様式5 変更等承認申請書）が必要です。

### ④ 補助対象事業の実施

※事業実施後に計画に変更や中止等が生じた場合には変更手続きが必要です。

### ⑤ 実績報告書の提出

補助対象事業の完了（設備等の導入完了）した日から30日以内又はその年度の3月31日までのいずれか早い日までに小牧市中心市街地空き店舗活性化支援補助金実績報告書に下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。

#### <実績報告書提出時の添付書類>

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績書
- (3) 領収書の写し又は支払証拠書類
- (4) 開業届の写し（開業した年度に係る実績報告の場合に限る。）

- ⑥ 小牧市から申請者宛に補助金確定通知書を送付
- ⑦ 補助金交付

## 6 申請の流れ（継続時）

### ① 申請書の提出

5 申請の流れ（初回時）と同様の申請書及び添付書類を商工振興課へ提出して下さい。（補助事業を実施する年度の前年度の1月末日までに提出が必要です。）

### ② 審査会の実施 ～ ⑦ 補助金交付

5 申請の流れ（初回時）と同様になります。

※イメージ図

補助期間 最大36か月の場合

初回時申請（R5.5月）

開店（R5.6.1）

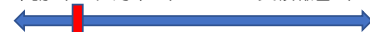
実績報告（R6.3月末×）



継続時申請（1回目）

申請（R6.1月末×）

実績報告（R7.3月末×）



審査会（R6.2～3月）

継続時申請（2回目）

申請（R7.1月末×）

実績報告（R8.3月末×）



審査会（R7.2～3月）

継続時申請（3回目）

申請（R8.1月末×）

実績報告（R8.6.29×）



審査会（R8.2～3月）

## 7 指定地域エリア図

中心市街地空き店舗活性化支援補助金 指定エリア(路線)



<問い合わせ先>

小牧市役所 商工振興課 新産業創出係 〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地

TEL: 0568(76)1112 FAX: 0568(75)8283